

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2020年8月6日
【四半期会計期間】	第54期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）
【会社名】	株式会社鶴弥
【英訳名】	TSURUYA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鶴見 哲
【本店の所在の場所】	愛知県半田市州の崎町2番地12
【電話番号】	(0569) 29 - 7311 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 三井 真司
【最寄りの連絡場所】	愛知県半田市州の崎町2番地12
【電話番号】	(0569) 29 - 7311 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 三井 真司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第53期 第1四半期累計期間	第54期 第1四半期累計期間	第53期
会計期間	自2019年4月1日 至2019年6月30日	自2020年4月1日 至2020年6月30日	自2019年4月1日 至2020年3月31日
売上高 (千円)	2,125,795	1,797,162	8,301,139
経常利益 (千円)	96,244	101,757	449,104
四半期(当期)純利益 (千円)	63,712	68,526	298,832
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	2,144,134	2,144,134	2,144,134
発行済株式総数 (株)	7,767,800	7,767,800	7,767,800
純資産額 (千円)	11,222,277	11,412,115	11,365,289
総資産額 (千円)	16,052,073	15,472,267	15,816,613
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	8.32	8.95	39.04
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	10.00
自己資本比率 (%)	69.9	73.8	71.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	64,314	50,438	426,867
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	22,815	3,975	45,987
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	250,681	70,289	590,160
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	1,638,719	1,468,286	1,592,989

(注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、後述の「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (9) 新型コロナウイルス感染症について」に記載のとおりであります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況の分析

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大防止を目的とした緊急事態宣言下、大規模な経済活動の停滞が発生しております。一方で海外経済においても同様に経済活動が停滞し、世界経済成長率予想が全面的に引き下げられるなど、先行きについても予測困難な状況下にあります。

当業界におきましては、建築現場や住宅展示場等が相次いで休止となり、業績に大きく影響する持家着工戸数が前年を大きく下回る状況にあり、緊急事態宣言解除後にあってもその影響が継続しております。

このような経営環境のもと、当社では、感染防止策を徹底しつつリモートワークでの営業活動の展開等を進めると同時に、製造面においては安全安心な防災瓦の安定供給を継続して参りました。その結果、売上高につきましては前年同四半期比15.5%減の1,797百万円となりました。一方、損益面につきましては、この機を捉え、歩留り向上やコスト削減、需要に見合った生産活動といった、ものづくり企業としての基本となる自助努力を積み重ねたことに加え、国際的な原油価格下落によるエネルギーコスト低下もあったことから、当第1四半期累計期間における売上原価率は、前年同四半期比2.5ポイント減の71.6%となり、売上総利益は前年同四半期比7.4%減の511百万円となりました。

さらに販売費及び一般管理費におきましては、引き続きコスト削減により、前年同四半期比8.4%減の423百万円となりました。

この結果、当第1四半期累計期間の業績は、売上高1,797百万円（前年同四半期比15.5%減）、営業利益87百万円（前年同四半期比2.0%減）、経常利益101百万円（前年同四半期比5.7%増）、四半期純利益68百万円（前年同四半期比7.6%増）の減収増益となりました。

(2) 財政状態の状況の分析

当第1四半期末の資産につきましては、現金及び預金の減少124百万円（前事業年度末比7.8%減）、売上債権の減少129百万円（前事業年度末比7.6%減）等により、15,472百万円（前事業年度末比2.2%減）となりました。

負債につきましては、仕入債務の減少149百万円（前事業年度末比12.3%減）、短期借入金（1年内返済予定長期借入金含む）の減少50百万円（前事業年度末比2.7%減）等により4,060百万円（前事業年度末比8.8%減）となりました。

純資産につきましては、利益剰余金の増加49百万円（前事業年度末比0.8%増）等により11,412百万円（前事業年度末比0.4%増）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べて124百万円減少し、1,468百万円となりました。

当第1四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、使用した資金は、50百万円となりました（前年同四半期累計期間は64百万円の獲得）。

営業活動による資金の増加要因としては、主に税引前四半期純利益101百万円及び売上債権の減少額129百万円等によるものです。

一方、資金の減少要因としては、主に仕入債務の減少額158百万円及び法人税等の支払額109百万円等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は、3百万円となりました（前年同四半期累計期間は22百万円の獲得）。

投資活動による資金の減少要因は、主に固定資産の取得による支出3百万円等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は、70百万円となりました（前年同四半期累計期間に比べ180百万円減少）。

財務活動による資金の減少要因としては、長期借入金の返済による支出50百万円及び配当金の支払額20百万円によるものです。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した経営方針・経営環境等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財政上の課題

当第1四半期累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した対処すべき課題等について重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、後述の「(9) 新型コロナウイルス感染症について」に記載のとおりであります。

(6) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は、78百万円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した研究開発活動の状況について重要な変更はありません。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第1四半期累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した経営成績に重要な影響を与える要因について重要な変更はありません。

(8) 資本の財源及び資金の流動性

当第1四半期累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した資本の財源及び資金の流動性についての方針に重要な変更はありません。

(9) 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、2020年4月～5月の緊急事態宣言下に、建設会社や大手ハウスメーカーを中心として建設・建築工事の一部休止が行われたことで、当第1四半期累計期間における売上高に影響が出ております。また、緊急事態宣言解除後であっても、同期間に行われた住宅展示場の休止、さらに消費者の所得や雇用環境の悪化懸念が、今後の住宅市場の先行き不透明感を強くしており、今後の業績に影響を与える可能性があります。

その一方で、住生活に関わる企業の社会的責任として、当社においては今後も最大限の感染防止策を講じた上で可能な限り事業を継続し、安全安心な防災瓦の安定供給に努めて参る所存であります。それと同時に、この機を捉えて、経営体質、事業活動全般について見直しを行い、長期的な視野に立って一層の経営基盤強化を図って参ります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	25,000,000
計	25,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年8月6日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,767,800	7,767,800	東京証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第二部	単元株式数 100株
計	7,767,800	7,767,800	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
2020年4月1日～ 2020年6月30日	-	7,767	-	2,144	-	2,967

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしておりません。

【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 112,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,653,100	76,531	-
単元未満株式	普通株式 1,800	-	-
発行済株式総数	7,767,800	-	-
総株主の議決権	-	76,531	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,100株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権31個が含まれております。

【自己株式等】

2020年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社鶴弥	愛知県半田市州の崎町2番地12	112,900	-	112,900	1.45
計	-	112,900	-	112,900	1.45

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期財務諸表等規則第4条の2第2項により、四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人東海会計社による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,604,989	1,480,286
受取手形及び売掛金	1,711,182	1,581,336
商品及び製品	876,903	869,312
仕掛品	45,539	40,578
原材料及び貯蔵品	140,881	140,678
その他	24,431	12,366
貸倒引当金	13,419	10,047
流動資産合計	4,390,508	4,114,512
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,027,791	1,008,994
土地	9,104,672	9,104,672
その他(純額)	580,615	565,612
有形固定資産合計	10,713,079	10,679,279
無形固定資産	39,141	35,003
投資その他の資産		
投資有価証券	396,356	390,940
その他	277,527	252,531
投資その他の資産合計	673,883	643,471
固定資産合計	11,426,104	11,357,755
資産合計	15,816,613	15,472,267

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	463,663	417,780
電子記録債務	751,822	647,743
短期借入金	1,800,000	1,800,000
1年内返済予定の長期借入金	50,000	-
未払法人税等	136,136	13,348
賞与引当金	213,943	107,004
その他	484,812	519,655
流動負債合計	3,900,378	3,505,531
固定負債		
退職給付引当金	171,405	175,103
役員退職慰労引当金	310,150	310,627
その他	69,390	68,890
固定負債合計	550,945	554,620
負債合計	4,451,323	4,060,152
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,144,134	2,144,134
資本剰余金	2,967,191	2,967,191
利益剰余金	6,163,928	6,213,317
自己株式	53,434	53,434
株主資本合計	11,221,820	11,271,208
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	143,469	140,906
評価・換算差額等合計	143,469	140,906
純資産合計	11,365,289	11,412,115
負債純資産合計	15,816,613	15,472,267

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
売上高	2,125,795	1,797,162
売上原価	1,574,096	1,286,127
売上総利益	551,698	511,035
販売費及び一般管理費	461,988	423,101
営業利益	89,710	87,933
営業外収益		
受取利息	7	7
受取配当金	8,261	8,038
売電収入	3,953	3,890
その他	3,442	8,757
営業外収益合計	15,665	20,694
営業外費用		
支払利息	2,856	1,523
工場休止に伴う諸費用	4,176	3,521
売電費用	1,508	1,505
その他	589	319
営業外費用合計	9,131	6,870
経常利益	96,244	101,757
税引前四半期純利益	96,244	101,757
法人税、住民税及び事業税	3,125	3,128
法人税等調整額	29,406	30,103
法人税等合計	32,531	33,231
四半期純利益	63,712	68,526

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	96,244	101,757
減価償却費	56,389	54,788
貸倒引当金の増減額(は減少)	615	3,372
賞与引当金の増減額(は減少)	109,760	106,939
退職給付引当金の増減額(は減少)	4,603	3,697
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	463	477
受取利息及び受取配当金	8,269	8,046
支払利息	2,856	1,523
売上債権の増減額(は増加)	9,198	129,845
たな卸資産の増減額(は増加)	10,417	12,754
仕入債務の増減額(は減少)	39,607	158,136
その他	57,982	25,117
小計	159,118	53,467
利息及び配当金の受取額	8,269	8,046
利息の支払額	3,826	2,626
法人税等の支払額	99,246	109,326
営業活動によるキャッシュ・フロー	64,314	50,438
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	1,344	3,907
貸付金の回収による収入	24,000	-
その他	160	67
投資活動によるキャッシュ・フロー	22,815	3,975
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)	100,000	-
長期借入金の返済による支出	100,000	50,000
自己株式の取得による支出	17	-
配当金の支払額	50,663	20,289
財務活動によるキャッシュ・フロー	250,681	70,289
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	163,550	124,702
現金及び現金同等物の期首残高	1,802,270	1,592,989
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,638,719	1,468,286

【注記事項】

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症流行拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、2020年4月～5月の緊急事態宣言下に、建設会社や大手ハウスメーカーを中心として建設・建築工事の一部休止が行われたことで、当第1四半期累計期間における売上高に影響が出ております。また、緊急事態宣言解除後であっても、同期間に行われた住宅展示場の休止、さらに消費者の所得や雇用環境の悪化懸念が、今後の住宅市場の先行き不透明感を強くしており、今後の業績に影響を与える可能性があります。業績予想を現段階で合理的に算定を行うことは困難であると認識しております。

当社では、当該事由による販売への影響及び原油価格等の市場動向や各種コスト削減の状況について、当第1四半期累計期間と同水準で推移するという仮定において、引当金等の見積り、繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損等の見積りを行っております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
現金及び預金勘定	1,650,719千円	1,480,286千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	12,000	12,000
現金及び現金同等物	1,638,719	1,468,286

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	57,411	7.5	2019年3月31日	2019年6月27日	利益剰余金

当第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	19,137	2.5	2020年3月31日	2020年6月24日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

当社は、粘土瓦の製造・販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	8円32銭	8円95銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	63,712	68,526
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	63,712	68,526
普通株式の期中平均株式数(千株)	7,654	7,654

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月6日

株式会社 鶴弥

取締役会 御中

監査法人東海会計社

愛知県名古屋市

代表社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 久貴 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大国 光大 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社鶴弥の2020年4月1日から2021年3月31日までの第54期事業年度の第1四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社鶴弥の2020年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。